

組合員の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、有限責任事業組合まちとしごと総合研究所（以下「当研究所」という。）の組合員の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 組合員は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 組合員の職務権限

(組合員)

第3条 組合員は、経営会議を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 各組合員は、経営会議で決議された業務執行の決定に基づき、担当事業の業務を執行する。
- 3 経営会議及び各組合員の職務権限は、別表に掲げるとおりとする。

第3章 補則

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、経営会議の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、経営会議の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年6月21日から施行する。（2021年6月21日経営会議議決）

(別表) 組合員の職務権限

項目	決裁権者	
	経営 会議	各組 合員
事業計画及び予算の案作成に関すること	○	
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること		○
出張に関すること		○
契約の締結	○	
契約の金額の範囲内の支出		○
当研究所の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出（旅費交通費等）		○
当研究所の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき 100 万円以上の支出	○	
当研究所の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき 100 万円未満の支出		○
助成要項の作成と決定に関すること	○	
助成金交付決定に関すること	○	
助成金の交付に関することで、すでに助成金交付決裁後の助成金交付（随時交付など）に関すること		○
特に重要な事業の実施に関すること	○	
その他の事業の実施に関すること		○
職員の教育・研修に関すること	○	
渉外に関すること		○
福利厚生に関すること	○	

当研究所が行う寄付に関すること	○	
特に重要な寄付の受入に関すること	○	
訴訟に関すること	○	
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○	
外部に対する文書発簡（特に重要なもの以外のもの、または決裁後に随時発簡するもの）		○